

韓国知的財産ニュース 2014 年 12 月前期

(No. 284)

発行年月日：2014 年 12 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業財産権の情報提供手数料に関する改正告示が施行(12.1.)

関係機関の動き

- 2-1 「創造経済の実現に向けた技術金融の課題」国際セミナーが開催(12.1.)
- 2-2 標準産業分類に「知的財産サービス」が編入、今週が分水嶺(12.2.)
- 2-3 創造経済の実現に向けた新技術教育の民間公開セミナーを開催(12.3.)
- 2-4 特許情報ポータルサイト KIPRIS^{Plus} を改編(12.3.)
- 2-5 医療機器産業の特許競争力の向上策を策定(12.4.)
- 2-6 未来市場を先取りする有望技術、特許から発掘！(12.4.)
- 2-7 特許庁、「2014 年度 BM 特許説明会」を開催(12.9.)
- 2-8 2014 年研究ノートの拡散に向けたセミナーが開催(12.10.)
- 2-9 特許庁、「特許検索カンファレンス」を開催(12.10.)
- 2-10 標準特許の創出支援事業の成果発表会が開催(12.10.)
- 2-11 「K-ブランドの保護総合対策」を発表(12.11.)
- 2-12 IP 訴訟保険に関する新規商品を試行運営(12.12.)
- 2-13 特許庁、審査品質管理システムに対する ISO9001 認証を取得(12.12.)
- 2-14 特許庁、ASEAN に知的財産行政の韓流を発信(12.13.)
- 2-15 OECD 競争委員会で知財権の濫用行為などについて議論(12.15.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標権多保有企業のブランド管理戦略は？(12.2.)

- 4-2 「デザイン審判」も規制緩和(12.5.)

その他一般

- 5-1 年次登録料の未払いによって知財権が消滅(12.2.)
- 5-2 国内半導体の最多特許出願、装置はSKハイニックス、材料は「ドンウファインケム」(12.3.)

法律、制度関連

1-1 産業財産権の情報提供手数料に関する改正告示が施行

韓国特許庁(2014.12.1.)

特許庁は、知的財産情報の利用を拡散させるため、「産業財産権の情報提供手数料」システムを全面的に改編し、改正告示を11月28日から施行する。

今回の改正は、インターネットで提供される商品(Open API^{*})の価格を大幅引き下げ、大容量データ(Bulk 商品^{**})の少量購入ができるように販売構造を変更するなど、知的財産情報の大衆化に焦点を当てている。

※Open Application Program Interface : ユーザが個人のDBを構築せずとも、特許庁DBにアクセスしてリアルタイムで連携して利用する方法

※※保存媒体(CD、DVD)に大容量のデータを保存して、オフラインで提供する方法

従来には提供方法(Open API または Bulk 商品)を問わず、大容量の購入のみ可能だったため、個人やベンチャー企業など、少量のデータを求める需要者にとっては、ハードルが高くなっていた。

このようなユーザの負担を減らすため、主に一般ユーザが利用している Open API 商品の場合、一定量以下(1,000 コール/月 : 特許公報 300 件程度)の使用については、手数料の無料化が決まった。

それ以上の量を利用するユーザは、年会費(変更前 2,921 万ウォン→変更後 249 万ウォン)の納付で、1年間あらゆるデータを制限なしで利用(計 30 種類の商品)できるようにすることで、知的財産データを用いた事業を企画中の企業は、費用の負担が大幅緩和さ

れる見通しだ。

<Open API 提供手数料の改編内容>

従来		改善
商品名	価格(万ウォン)	○1,000 コール/月以下：無料 ○1,000 コール/月超過：249 万ウォンで全てのサービス利用可
特許公報	400	
審判情報	140	
欧米の特許	790	
…	…	
合計	2,921	

また、これまで大容量の購入のみ可能だった Bulk データは、期間別・件別にユーザが必要な分のみ購入できるように商品選択の柔軟性を高め、一般ユーザも自由に知的財産データにアクセスできるようになった。

今回の手数料改編によって、国内ユーザは Bulk 商品の場合 28%、API 商品の場合 63% のコスト削減ができると見られている。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「今回の改正によって、知的財産情報の大衆化を通じたスタートアップの活性化などが行われることを期待している。今後も特許庁は、ユーザ本位の手数料政策を講じていく予定だ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 「創造経済の実現に向けた技術金融の課題」国際セミナーが開催

金融委員会(2014.12.1)

「2014 創造経済博覧会」の一環として、金融委員会は、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)・檀国大とともに「創造経済の実現に向けた技術金融の課題」国際セミナーを開催した。

1. 金融委員会委員長のご挨拶

□金融委員会のシン・ジェユン委員長は、セミナーに先立ち、祝辞を通して技術金融と知的財産担保取引の重要性とその発展に対する期待を表明した。

- 最近、銀行界を中心に不動産ではなく、技術力と知的財産を担保にした取引が活性化している傾向がある。
- 担保は足りなくても技術力を有している中小企業が知的財産権を担保にして成長に必要な資金支援を受けて、金融機関の立場からも有用な投資手段として活用できるポジティブな好循環が見込まれている。
- 同セミナーによって、これから知的財産担保取引における実務的な争点について話し合い、意味深い教訓が得られると期待している。

2. セミナーのテーマ

① 第1テーマ：知的財産担保融資の実務および法制度の現況

- UNCITRAL のイ・ジェソン Legal Officer は、UNCITRAL 知的財産担保の指針について発表した。
 - 2010年6月に制定した「知的財産担保権に関する UNCITRAL 担保取引立法指針の付属書」の制定背景および主な内容を説明
- 法務法人クァンジャンのチェ・ソヒ弁護士は、企業の知的財産担保の活用例について発表した。
 - 企業と産業界の立場から、知的財産担保の活用例および実務的な争点について説明
- 中国社会科学院の Haibo Liu 博士は、中国知的財産担保の実務的な争点について発表した。
 - 中国で施行中の知的財産担保に関する法律と実務的な争点を取り上げて、海外に進出する韓国企業が知的財産を活用することができる融資方法を提示
- ソウル大のクォン・ヨンジュン教授は、韓国の動産債権担保法および知的財産担保法制の概要について発表した。
 - 韓国の動産、債権、知的財産に関する担保法制について説明し、これを連携して担保として提供する方策について説明

② 第2テーマ：知的財産担保に関する実務的な争点：金融提供者の観点を中心に

○産業銀行のチョ・ギョンチル技術金融部長は、産業銀行の知的財産金融事例および示唆点について発表した。

- 産業銀行で実施している知的財産金融実務および事例を紹介し、主な争点および改善策について説明

○九州大学の Shinto Teramoto 教授は、日本の知的財産担保の実務について発表した。

- 日本で施行中の知的財産担保の法律について説明し、現在金融界で議論になっている主な争点について説明

○発明振興会のチョ・ギョンソンセンター長は、国内の知的財産担保の価値評価における実務について発表した。

- 企業が有している知的財産を担保として活用するにおいて、金融機関が知るべき価値評価の方法および実務的な懸案を説明

○檀国大のソン・スンウ教授は、中小企業の技術資料委託担保の実務方法について発表した。

- 「中小企業技術保護支援に関する法律」の制定によって中小企業の営業秘密および技術を担保として提供するための法的・実務的な争点について説明

2-2 標準産業分類に「知的財産サービス」が編入、今週が分水嶺

電子新聞(2014.12.2.)

「知的財産(IP)サービス」の標準産業分類体系への公式編入が今週を目途に完了する見通しだ。2012年から続いていた水面下の取り組みが顕在化した形だ。

2日、関連業界と統計庁によると、「IPサービス」の韓国標準産業分類(KSIC)への編入が今週中に承認される見通しだ。

統計庁の関係者は、「IPサービス業を標準産業分類に認め、農業・漁業・林業など、その他産業分類においてIPサービスに値する業種を分類する作業が完了した」と述べた。

IPサービス市場は、昨年ベースで約6,000億ウォンと、2011年の4,000億ウォンに比べると大幅な成長を遂げた。IPサービスは、企業などの知的財産活用を支援するコンサルティング、翻訳などを専門とするサービス業で、雇用人材は約1万5,000人に上っている。

これまで KSIC に独立的な産業分類のコードがなく、産業活性化に向けた一環性のある政策が進められずにいた。IP サービス市場の規模を算定できる標準産業分類システムが整えられると、その規模について、体系を備えた統計として確認できる。また、サービス業対象のうち、中小企業が占める割合を数値として計算することができるため、それに対する支援政策をこまめに策定することができる。

米国は「IP 基盤サービス業」として特許と商標、著作権に関するライセンス、特許などに対する文書出願および検索に関する業種、特許仲介に関する業種などに分類している。日本も「特許管理に関するサービス」「翻訳サービス」「代行検索サービス」など 8 業種を知的財産サービス業に指定している。

ある業界関係者は、「明確な分類体系がなく、IP 市場は著作権委員会や弁理士業界などと対立することが多々あった」と指摘した。

他の関係者は、「特許管理企業を設立して登録するに際して適した業種がなく、戸惑った経験がある。結局、似たような業種を探して登録するしかなかった」と述べた。そして「遅きに失した感は否めないが、産業分類への編入は歓迎したい」と付け加えた。

チョン・ミナ記者

2-3 創造経済の実現に向けた新技術教育の民間公開セミナーを開催

韓国特許庁(2014.12.3.)

特許庁は、創造経済の実現および民間知的財産専門人材の育成に向けて、12月3日「特許庁審査官に対する新技術教育の民間公開セミナー」を開催する。

同セミナーは、産業技術の先端・融合複合化の流れに対応できるよう、審査官を対象に新技術に関する専門知識を教育するものだ。2006年にIT分野をはじめ、2008年には機械・化学・電気などの全技術分野に拡大し、2011年からは審査官の水準に合わせた新技術教育に拡大・運営している。

今年は1,567人の審査官が教育を受け、現在まで計8,778人が教育を履修するなど、審査官の専門性と審査品質の向上に大きな役割を果たしている。しかし、特許庁内部のニーズによって開設された講座だったため、民間のニーズまで充足することはできないという根本的な限界があった。

今度のセミナーは、こうした新技術教育に対する民間のニーズを充足するためのもので、民間企業・関係機関の役職員・政府出損研の研究者・大学教授・先行技術の調査員などの民間専門家、特許庁審査官 60 人が集まって、新技術に対する情報を共有する。

同セミナーでは、今年の新技術教育の中でも最も満足度の高かった 2 分野 (SNS 技術、ロボット産業の最新技術の動向) をテーマに運営する予定だ。

Session I では、▲SNS 技術、▲クラウドファンディングの現在と未来、▲ソーシャルコマースの理論と応用の順で行われ、Session II では、▲ロボット技術の概要および動向、▲着用ロボットの開発動向およびイシュー、▲産業用ロボットの開発動向およびイシューの順で行われる。

国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は「今度の特許庁審査官に対する新技術教育の民間公開セミナーにより、各分野の専門家と審査官のコミュニケーションが図られ、最新技術分野の民間専門人材が育成されれば、創造経済の実現に一步近づけるきっかけになると確信する」と述べた。

2-4 特許情報ポータルサイト KIPRISPlus を改編

韓国特許庁 (2014. 12. 3.)

特許庁は、公共・民間の特許情報・サービスを統合検索・活用することができるよう、公共の特許情報を提供するウェブサイトユーザ中心の「公共・民間の特許情報ポータルサイト」に全面改編して、3 日からサービスを開始する。

ポータルサイトは、特許庁が公開する特許情報と民間の特許情報商品・サービスの検索を見やすく整備し、必要な情報をワンストップで得られるようにリニューアルされた。

これまでは、ユーザの必要に応じて、特許庁が提供する特許情報は特許情報サイト (KIPRIS^{Plus}) や公共データポータルで、民間サービス業者の特許商品・サービスは一般検索サイトで調べるしかない構造だった。

そのため、今回は、創業者予備軍・IP 情報サービス企業など、ユーザの様々な意見を積極的に反映し、アクセシビリティと活用性の高いサイトの構築に集中した。

まず、公共と民間の特許・デザイン・商標など産業財産権分野の約 150 種のデータを構築して、民間活用が容易になるよう Open API、Sheet、Chart、LOD など、様々な形で

提供する。

また、特許分析・評価・管理など、ユーザが必要とするサービスを容易に調べられるように検索分類体系を細分化(27種類)するほか、誰でも自ら開発した特許情報商品・サービスを直接登録してPR・販売できるよう、データオープンマーケット機能を搭載して、特許情報を活用した事業化支援もできるようにした。

さらに、フェースブックやツイッターなど SNS と連携させ、特許情報ユーザ間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、リアルタイムで情報を共有できるようになった。韓国語と同じ形式の英文ポータルサイトもオープンし、海外ユーザにも韓国企業の特許情報商品の優秀性を知らせ、購入を誘導するとの計画だ。

情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「政府 3.0 によって公共データが民間でも広く活用されることを願っている。今回、全面改編したポータルサイトが公共・民間の代表的な特許情報公開・流通の窓口として定着するように全力で支援する」と述べた。

※特許情報サイト「KIPRIS^{Plus}」：<http://www.kipris.or.kr>

2-5 医療機器産業の特許競争力の向上策を策定

韓国特許庁(2014.12.4.)

特許庁は、医療機器産業を未来有望産業に育成するため、「医療機器産業の特許競争力の向上策」を策定し、来年度から本格的な支援に乗り出す。

高齢化によって健康に対する関心が高まっている中、医療機器は成長可能性の高い未来産業として浮上しつつある。しかし、国内医療機器産業は、狭い内需市場と零細な企業構造によって、Johnson & Johnson、GE ヘルスケア、メドトロニックなど海外のグローバル企業に比べて市場競争力が立ち遅れている状況だ。

知財権の観点から考えると、医療機器分野の国内出願は全体的に増加傾向^{*}にあるが、知財権に対する中小・中堅企業の認識は依然として不足している。また、米国内で医療機器分野に対する韓国出願は、全体の 1.8%に過ぎず^{**}、国際市場での特許競争力がなく、グローバル企業の知財権攻勢に非常に脆弱な状況だ。

※国内出願(件)：('04)3,849 → ('10)4,193 → ('13)6,910 (年平均 6.7% ↑)

※※米国の医療機器有効特許(56,994 件)のうち米国(33,533 件)の他、外国人出願(23,460 件)のうち、韓国は 4%(1,038 件、全体の 1.8%)に過ぎない状況(日本

8,746/40%、ドイツ 3,861 件/17%)

同策は、国内の医療機器中小・中堅企業が国内・国外で特許紛争が発生した際に備えて、特許競争力を有するように支援する内容が中心となっている。そのため、市場進出の成功に向けた特許の創出・保護・活用支援および IP に対する認識向上に向けたインフラ構築、良質の審査サービス提供を 3 大推進戦略に選定した。

代表的な推進課題としては、類型別に IPC(国際特許分類)をマッチングし、特許出願動向の動向に関する DB を構築することで、医療機器業者が求める分野の特許情報を適時に提供するようにした。また、原州や五松など 5 カ所の医療団地および関連協会を中心に「(仮称)知財権協議体」を結成し、特許紛争の相談、知財権コンサルティングおよび教育など、多様な交流も進める予定だ。

特許庁内部でも医療機器分野の審査基準作り、審査ガイドブックの作成、現場中心の新技術教育の実施などによって良質の審査サービスを提供し、国内の医療機器中小・中堅企業が良質の特許権利を確保できる基盤作りへの取り組みを実施する。

特許庁医療技術審査チーム長は「医療機器産業は、様々な分野のハイテックが集約されているだけに、技術的に参入へのハードルが高い産業だと言われているが、逆に考えると、韓国企業が強力な特許競争力を確保できれば、グローバル企業と競争することもできる。企業自ら特許競争力を確保する力を備えられるように支援し、成功例を導き出して拡散させていきたい」と述べた。

2-6 未来市場を先取りする有望技術、特許から発掘！

韓国特許庁(2014.12.4.)

特許庁は、12月3日、ソウルGSタワーでR&D関係部処・専従担当機関および産官学の関係者など400人が参加した中、「特許観点の未来有望技術カンファレンス」を開催し、農林水産食品や部品、新再生可能エネルギー、海上・航空輸送、LED・光の5大産業分野において今後、中核・オリジナル特許を確保する可能性の高い未来有望技術を発表した。

同カンファレンスでは、5大産業分野において計60件の有望技術が発表され、産業分野別の主要有望技術としては、▲天然化粧品の製造技術、▲フレキシブル電源供給部品、▲3Dプリンティングレジヤー加工制御技術、▲次世代の薄型太陽電池の高効率化技術、▲水中環境汚染防止技術、▲無人機の衝突探知および回避技術、▲フレキシブル光素子技術などが選ばれた。

特許庁では 2012 年から「国家特許戦略の青写真構築事業」を推進しており、2014 年までに 12 の産業分野において計 130 件の未来有望技術を発掘しているが、専門家の直観や経験に頼らず、特許庁が保有している 2 億 5 千万件の特許ビッグデータを基盤に産業分野別に 100 万件を超える大規模な特許情報の分析によって選定している。

未来有望技術は、①まず、産業分野別に R&D 部処の企画専門家や研究者、特許専門家などからなる戦略委員会を設置し、②数百万件に上る特許データを分析するための客観的かつ体系的な「特許基盤の戦略技術システム」を導き出した後、③選別された合計 1,600 件余りの中核技術を対象に浮上性・独創性・有望性など、様々な特許指標に照らせ合わせて候補有望技術群(513 件)を選別し、④分野別専門家の検証を経て最終確定された。

特許庁は、以上の分析結果を政府 R&D 関連部処や専従機関、出損研究所などに提供し、R&D 政策作りおよび新規 R&D 課題の発掘などに活用させる計画だ。さらに、今回の未来有望技術とともに 513 件の候補有望技術の分析まで取りまとめた総合報告書を来年 2 月に発行・配布し、企業および研究所の新規事業アイテムおよび新規研究課題の発掘に活用するよう促す方針だ。

2013 年の青写真事業の結果を活用している産官学を対象にアンケート調査を行った結果、94.9%が非常に有効だったと回答しており、主に、特許の動向を把握して R&D に関する中長期戦略を策定するほか、競合会社および浮上技術についての情報などを基に新規 R&D アイテムの発掘や新規事業の方向性などを決定するに有効な活用ができたと分析している。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「特許に基づくビッグデータの分析によって、未来有望技術を導き出し、集中投資を行うことで R&D 効率性を向上し、創造経済の実現にもつながるものと期待している。特許庁は、来年も情報通信メディアや半導体など、6 大産業分野に対する青写真作りに取り組み、全産業分野に対する 18 大未来有望技術の選定作業を完了する計画だ」と説明した。

2-7 特許庁、「2014 年度 BM 特許説明会」を開催

韓国特許庁(2014.12.9.)

特許庁は、12 月 16 日午後 2 時から「2014 年度 BM 特許説明会」をソウル市駅三洞の韓国知識財産センターで開催する。

今回の説明会は、ゲーム分野を対象に米国の Alice 判例の分析および韓国への影響についての検討、国内特許法の改正動向、国内・国外におけるゲーム関連の著作権争いの事例、ゲーム分野の特許出願戦略などに関するテーマを取り上げる。

BM(Business Method)特許説明会は、BM 特許に関する明確な理解と情報を提供するためのもので、ゲーム業界の従事者のみならず興味のある一般人も参加できる。参加費は無料で、現場で発表資料および 2014 年改正版 BM 特許ガイドブックを配布する予定だ。

近頃、グローバルゲーム産業はビデオゲームが大きな割合を占めているが、韓国のゲーム産業は、オンラインとモバイルゲームを中心に形成されている。特許出願でもオンライン・モバイルゲームの分野は韓国企業が主導していることが分かった。

しかし、「2014 年大韓民国ゲーム白書」を見ると、2013 年の韓国ゲーム市場の規模は、前年比 0.3%減少した 9 兆 7,198 億ウォンに止まり、成長傾向に歯止めがかかった様相だ。このような市場の状況を反映するかのようにゲーム分野の特許出願も 2013 年の場合、前年比小幅な減少となった。

成長が伸び悩んでいる国内市場の状況を受けて、韓国企業は海外市場への進出を拡大したが、模倣ゲームの登場および特許侵害訴訟の事例が増加している。一方、一部の企業を除外したゲーム業界は、知財権の専従人材の不足、情報不足および対応能力の不足によって適切した対処が行われていない状況だ。

知的財産は、韓国経済の基盤を整えて飛躍させる価値であり、ツールである。今後は、ゲーム業界で国内市場の保護および積極的な海外市場の拡大に向けて、知的財産について前向きに取り組まなければならない。

そのため、特許庁は「経済革新 3 年計画」の実践戦略の一環として、同説明会で実効性のある情報を提供し、知的財産に対する認識転換のきっかけを作り、ゲーム業界の特許創出を活性化すると計画だ。

特許審査企画局のキム・ヨンホ局長は「同説明会が韓国ゲーム業界ならではの技術力を特化した競争力に発展させる方策について具体的に考えると同時に、お互いの意見を聴ける機会になることを期待している」と述べた。

※弊所のホームページに本記事の詳細な資料へのリンクがありますので、ご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

2-8 2014年研究ノートの拡散に向けたセミナーが開催

韓国特許庁(2014.12.10.)

特許庁は、12月9日、韓国科学技術会館で、大学・公共研究所およびR&D専従機関の研究者を対象に「第5回研究ノートの拡散に向けたセミナー」を開催し、研究ノートを利用した正しい記録文化の定着に向けて力を合わせることにした。

「研究ノートの拡散に向けたセミナー」は、2011年に開始し、今年で5回目を迎えた。今回のセミナーは、記録文化として電子研究ノート制度が定着できる制度作りおよび認識向上に焦点を当てて行われた。

研究ノートは、知的財産を創出する基礎資料であると同時に眞の発明者を保護する重要な手段だと言える。その中でも、電子研究ノートは、電子文書の形で内容を記録・保存する媒体として、作成が非常に簡単で、時点認証の機能※によって研究情報の管理が容易にできるというメリットがある。

※研究者が作成した電子文書に行政自治部(電子文書眞本確認センター)から受け取った時点の情報で、電子研究ノートの記録時点および原本の眞偽を証明するサービス

第1セッションでは、これまで行われた研究ノートの活用促進支援事業の成果を共有し、研究ノート制度の活性化に向けた制度改善策、公共研究機関による電子研究ノートのシステム作りに関する事例など、研究ノートを直接作成しなければならない研究者のみならず、電子研究ノートのシステム導入を希望する研究機関が関連情報を得られる良い機会になると思われる。

「研究ノートの活性化に向けた制度改善およびガイドラインの開発方向」というテーマで発表した韓国生命工学研究院のキム・サンジュン博士は「これまで研究ノート制度が単一化するのではなく、部処中心に管理されてきたため、研究環境に合った管理に困難があった。本日のセミナーによって研究ノート制度の在り方を考え、研究ノートが正しい記録文化として定着するきっかけになることを希望している」と述べた。

一方、第2セッションでは、研究記録文化の定着に向けた研究ノートの活性化方法をパネル討議の形で話し合った。

また、特許庁と韓国知識財産戦略院は、研究ノートの拡散を呼びかけるため、昨年に次いで研究ノートの作成・管理優秀機関を選定し、授賞した。研究ノート制度の定着に手本となった優秀機関には、韓国建設技術研究院と韓国エネルギー技術研究院が選定された。

優秀研究機関に選ばれた韓国建設技術研究院のキム・ギスチーム長は「活発な R&D 成果を創出するためには、研究ノートが選択ではない必須要素だ。これからも研究ノート制度の拡散に力を入れていきたい」と述べた。

特許庁産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は「研究現場でアイデアと技術がきちんと保護を受けるためにも研究ノートを体系的に活用することが重要だ。特許庁は、これからも関係部署と緊密に協力し、研究現場の声に耳を傾けて研究ノートの活用を一層促していく予定だ」と述べた。

2-9 特許庁、「特許検索カンファレンス」を開催

韓国特許庁(2014.12.10.)

中核技術の開発と特許紛争の予防への近道と言える特許検索の方法を共有すべく、公共および民間の特許担当者が一堂に会した。

特許庁は、8日、大田国際知識財産研修院で、特許庁、先行技術調査機関および産官学の特許担当者約200人が参加した中、「特許検索カンファレンス」を開催した。

同カンファレンスでは、特許庁が特許情報院および民間諮問委員とともに6カ月間公共分野および民間分野、国内・国外の特許検索システム、特許検索方法について研究した結果を発表した。研究結果には、イメージ検索、外国特許資料の翻訳サービス、特許情報の加工および分析サービスなど、特許検索システム分野と技術および産業別の検索方法分野も含まれている。

また、ETRI、LG化学、LexisNexisなど、産官学の特許検索専門家が「研究機関の戦略的な特許検索方法」、「企業の特許検索戦略および活用」、「TotalPatent システムの主な機能および検索方法」というテーマの下、民間の各分野の特許検索方法および活用戦略を共有した。

特許検索は、特許審査および新技術の開発に欠かせない重要なプロセスだ。特に研究

開発時に新商品の企画段階から商用化段階までの全周期にわたって、厳重かつ的確な特許検索が先行されなければ、優れた技術の創出が困難で、不要な特許紛争に巻き込まれる可能性が高い。研究開発段階で事前特許検索を実施すれば、研究開発期間が 21.2%、研究開発費用は 11.2%削減できるという報告(韓国電産院、『国家 R&D 事業における特許情報活用の効果分析の中から抜粋』、2002)もある。

特許庁は、特許検索が特許審査のみならず、民間分野の特許経営においても中核的な要素だという点を踏まえて、民間システムの整備、知的財産サービス業の活性化、特許庁と産官学間の検索ノウハウ共有など、特許検索の基盤作りおよび成長に向けた様々な政策に取り組んでいる。

一方、カンファレンスの参加者は、創造経済を開花させる健全な知的財産環境を整えるためには、公共および民間の特許専門家間で積極的な協力および情報共有が欠かせないという意見に同意した。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「徹底かつ正確な特許検索は、民間および公共分野のいずれかの責任ではない。それぞれの主体が一丸となって、特許情報の活用について協力および競争しなければならない。このようなイベントが一過性に終わることなく、持続的に行われるためには、特許庁のみならず産官学の特許担当者の多大な努力と献身が必要だ」と強調した。

2-10 標準特許の創出支援事業の成果発表会が開催

韓国特許庁(2014.12.10.)

特許庁は、11日、標準特許創出支援事業の成果発表会を開催する。今回の成果発表会は、この1年間、政府を上げての協業によって推進された標準特許創出支援事業の成果と優秀事例を共有し、来年度事業の推進方向を決めるために行われた。

今年、釜山で ITU 全権委員会議が開かれたことを受けて、国民の間でも国際標準化機構および標準技術に対する関心が高まっている。今回の ITU 全権委員会議では、ITU 加盟 60 年ぶりに韓国人の標準化総局長を輩出したほか、韓国が主導して提案した議題であるモノのインターネット、ICT 応用技術、コネクト 2020 の 3 件が決議案として採択されるなど、大きな成果を上げた。

今回の会議の成果が持続的な国益の創出につながるためには、韓国の技術を標準化し、それを権利化した標準特許の創出に向けてさらなる努力が求められる。韓国は世界でも

高い水準の R&D 投資を行っているにもかかわらず、技術貿易収支の赤字は改善されないままだ。特に ICT 大国という評価が無意味に見えるくらい、技術貿易収支の赤字のうち ICT 分野の占める割合が半分以上に上っている (2011 年基準で 55.4%)。これは、標準特許の不足によって国外への技術料流出が大部分を占めているためだと見られている。

特許庁は、標準特許確保の重要性を認識し、2009 年から政府部処間の協業を介して、標準特許創出支援事業を進めてきた。R&D および標準化活動と連携した特許戦略支援および教育、専門情報の提供などによって、産官学の標準特許創出に対する力量を育成させている。

今年も R&D 標準特許創出支援、国際標準の開発に向けた特許戦略支援、国家標準を制定する際の特許戦略支援など、具体的な事業を通じて R&D 全周期にわたって標準特許創出戦略を持続的に支援した。昨年、試行作業として推進した中小・中堅企業向けの標準特許創出支援事業を拡大し、標準特許力量の不足している中小・中堅企業に対する支援を強化する一方で、標準特許戦略マップの構築事業を試行的に実施し、次世代移動通信分野の標準特許を創出する有望技術を掘り起こすほか、来年度 R&D 課題の企画に反映されるようにした。

その結果、今年 72 件の国際標準に関する特許を創出した。当該特許が最終的に標準特許に登録されれば、約 2,520 億ウォン (1 件当たり 35 億ウォン) の GDP 創出効果をもたらすと期待されている。

今回の事業成果発表会では、特許庁が今年の戦略支援事業によって上げられた戦略樹立や特許出願、標準案の提案などの成果を発表し、漢陽大学、ETRI、ハンビツ ETS および自動車部品研究院などの優秀事例を共有する予定だ。事業成果発表会に先立って同じ場所で来年度の事業説明会を開き、相談ブースも運営する計画だ。

特許庁標準特許半導体チームのチョン・ソンジュンチーム長は「韓国の慢性的な技術貿易収支の赤字問題を解消するためには、R&D および標準と連携した特許戦略支援を通じた標準特許の創出が欠かせない。今年の事業成果をきちんと分析し、問題点を補完して、来年は標準特許創出支援事業がさらに充実した内容で行われるように力を入れていく予定だ」と述べた。

2-11 「K-ブランドの保護総合対策」を発表

韓国特許庁 (2014. 12. 11.)

- 1 K-ブランドの保護に向けた国内の総合支援体系を構築
 - 海外進出を控えている企業に対して、広報および現地における権利確保の支援を拡大
 - 悪意のある海外商標ブローカーに対応するための体系を構築
 - 海外模倣品に対応するための国内総合支援体系を構築
- 2 海外模倣品について、現地における取り締まり支援を強化
 - 産業団体が主導する海外模倣品の取り締まりを支援
 - 海外知識財産センター(IP-DESK)のオン・オフラインにおける侵害監視機能を強化
- 3 外国税関を介した模倣品の国境措置の強化
 - 税関の知財権登録支援によって外国税関の取り締まり制度の活用を誘導
 - 外国税関の協力を介したK-ブランド保護の環境を構築
- 4 官民・国際協力によるK-ブランドのグローバル保護基盤を構築
 - 国内・国外における官民協力体系の構築および民間ネットワークを支援
 - 高官級会合・FTA交渉・通商協議チャンネルなどを介した協力体系を構築

□中国・ASEAN地域において日増しに増加している韓国ブランド(K-Brand)の侵害被害に対する予防および対応体系を構築する。

○政府は、12月10日に開催された第12回国家知識財産委員会の本会議で「K-ブランド保護総合対策」を確定し、詳細な推進案を発表した。

※弊所のホームページに本記事の詳細な資料へのリンクがありますので、ご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

2-12 IP訴訟保険に関する新規商品を試行運営

韓国特許庁(2014.12.12.)

特許を利用して不当な収益を上げるいわゆる「パテントトロール(NPEs)」から韓国企業を保護するため、特許庁は、IP訴訟保険の「防衛専用」の商品を新しく公開する。

2013年度知的財産活動の実態調査によると、企業がIP侵害に対応する際に経験する

隘路事項として「過度な時間・費用がかかる」との回答が 80.5%で、中小企業の場合、政府の「訴訟などに関する費用の支援」が待ったなしだという回答が 61.0%に上るなど、多くの企業が「IP 紛争費用」に困惑していることが分かった。

IP 訴訟保険の「防御専用」商品は、このように企業が抱えている隘路事項を解決し、その中でもパテントトロールから提訴された時に積極的な対応ができるように特化した商品だ。支援の対象は▲IP を有している中小・中堅企業で、▲保険料全体の最大 80%まで支援し、保障の内容は▲警告状への対応、ライセンス交渉、侵害訴訟への対応など「防御」のために使われる法律費用だ。

また、今年から試行的に運営し、これから企業の意見と海外 IP 紛争の動向を反映して支援を拡大していく予定だ。

特許庁は、これまで IP 訴訟保険の商品として、▲IP 権利の行使、提訴への対応などを全て保障する「一般商品」と▲アジア地域における IP 権利行使専用の「少額商品」を運営し、国際特許紛争に直面している韓国の中小・中堅企業を支援してきた。今回の「防御専用」商品の発売により、企業の選択の幅がさらに広がる見通しだ。それだけでなく、輸出地域や IP 紛争の形態などに合わせた支援を行い、IP 紛争への対応力強化に大いに貢献すると期待されている。

特許庁産業財産保護支援課のチョン・ソンチャン課長は「IP 防御専用保険により、膨大な費用がかかる IP 紛争に対する企業の負担が解消されることを願っている。IP 訴訟保険の防御専用商品は、「経済革新 3 カ年計画」における知的財産保護・活用の促進の一環として推進されたもので、これからも韓国企業の IP 保護強化や創造経済の実現に向けて、様々な政策を持続的に講じていきたい」と述べた。

2-13 特許庁、審査品質管理システムに対する ISO9001 認証を取得

韓国特許庁(2014.12.12.)

特許庁は、11 日、審査品質管理業務について「ISO9001 品質経営システム認証」を取得したと発表した。

ISO9001 は、国際標準化機構 (ISO) が制定した品質経営システムに関する国際標準のことで、顧客に提供される商品・サービスの実現体系が ISO に定められている要求事項を充足し、持続的に維持・管理されていることを認める国際認証制度だ。

今回、特許庁の ISO9001 認証の取得は、出願から審査・登録までの審査品質管理の全体系が品質管理に関する国際標準に合わせて遂行されていることを対外的に認められたという点で意味深いことだ。

また、米国特許商標庁 (USPTO) および欧州特許庁 (EPO) など、世界主要特許庁も最近 ISO9001 品質経営システムを導入している状況を踏まえると、韓国特許庁の認証取得も特許審査行政の信頼度を一層高めるきっかけになると思われる。

特に、韓国特許庁の PCT 国際調査機関および国際予備審査機関としての役割が重要度を増しており、アラブ首長国連邦 (UAE) 特許庁に審査官を派遣するなど、韓国特許庁の国際的な活動の領域も広がっているため、ISO9001 認証の取得が韓国特許庁の国際的なステータスの向上に役立つと期待されている。

特許庁は、ISO9001 品質経営システムの導入を機に、これから ISO9001 品質管理体系を活用して品質基盤をさらに強化し、審査品質の向上を政策の最優先課題として取り扱い、審査品質管理体系の全般において持続的な改善への取り組みを展開する予定だ。

2-14 特許庁、ASEAN に知的財産行政の韓流を発信

韓国特許庁 (2014. 12. 13.)

特許庁は、11 日～12 日、釜山 BEXCO で開催される「2014 韓 - ASEAN 行政革新展示会」に参加し、ASEAN 諸国を対象に韓国の知的財産行政の韓流の成果を広報した。

同行事は、韓 - ASEAN 対話関係の樹立 25 周年を記念し、今後 25 年のビジョンを構想する「韓 - ASEAN 特別首脳会談」の付帯行事として開催された。同展示会には、韓国の行政革新コンテンツ、公共行政協力事業の主な成果および公共行政革新に関する最新技術などが展示され、ASEAN 各国の政府代表団と企業代表など参加者から多大な関心が寄せられた。

特許庁は、同展示会において韓国政府の代表的な電子政府システムの一つである特許行政システム (KIPOnet) をはじめ、特許審査代行サービス、PCT 国際調査サービスなど、韓国の特許行政サービスの輸出事例および途上国を対象とする適正技術の支援、発明教育のコンテンツ開発・普及など、韓国の IP 共有事業の主な成果を紹介した。

特許庁はこれまでベトナム・フィリピン・ミャンマー・シンガポールなど、ASEAN 諸国と高官級会合を開き、IP 分野における協力に向けた MOU を締結するなど、ASEAN 諸国

との IP 協力基盤作りのために持続的に取り組んできた。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「同展示会を機に韓国の最大投資国であり、2大輸出市場である ASEAN 諸国との IP 協力を本格化することで、ASEAN 地域において韓国企業に対する友好的な雰囲気作り、そして ASEAN 国家としての IP 行政の韓流を拡散させるための努力に拍車をかける予定だ」と述べた。

2-15 OECD 競争委員会で知財権の濫用行為などについて議論

韓国特許庁(2014.12.15.)

公正取引委員会(以下、公正委)の代表団は、15日から18日までフランス・パリで開催される OECD 競争委員会の12月会議に参加する。

今回の会議では、「知的財産権と標準設定」、「入札と競売」、「競争当局の組織設計」など、様々な競争法の執行に関するテーマについて議論する予定だ。

まず、競争政策分野では、この頃最も敏感な懸案の一つである標準必須特許に関する競争制限行為について、主要国における議論の動向を点検し、韓国公正委の関連経験を紹介する。

また、国有財産の売却、民間投資などの分野において、公共入札や競売などで国有財産を落札する、または民間事業者に選定された後に利益を極大化するためにサービスの品質を低下させたり、投資を削減したりするなどの問題を解決するため、入札や競売などをどのように設計するかについて議論する予定だ。

それとともに「競争当局の組織設計」については、競争当局と規制当局間の役割、競争政策と消費者政策間の調和について意見を交わす。

公正委は、2005年、カルテル調査部署の拡大(課→局)、経済分析課の新設、入札談合調査課(2013.8.)の新設などによって法執行の力量が強化された事実と消費者政策の移管によって競争政策と消費者政策間のシナジー効果が増大した経験について発表する予定だ。

競争政策分野のグローバル・リーダーグループの一員として、グローバルスタンダードの形成に韓国の制度が反映されるように力を入れ、国内の制度・政策を先進化する基盤作りに活用する計画だ。

特に、標準特許に関する議論では、標準特許の濫用行為に対する韓国の立場を積極的に説明し、韓国の国益増進にも役立つと期待されている。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標権多保有企業のブランド管理戦略は？

韓国特許庁(2014. 12. 2.)

特許庁によると、国内の商標権保有企業 70, 113 社のうち、最多保有企業は㈱アモレパシフィック(計 9, 354 件)だった。

次いでロッテ製菓が 7, 911 件、サムスン電子が 6, 517 件、LG 生活健康が 5, 823 件、農心が 4, 813 件の順となった。

<商標多保有企業>

順位	登録権者名	件数(件)
1	㈱アモレパシフィック	9, 354
2	ロッテ製菓株式会社	7, 911
3	サムスン電子株式会社	6, 517
4	LG 生活健康	5, 823
5	株式会社農心	4, 813
6	LG 電子	4, 008
7	オリオン	3, 486
8	一洋薬品株式会社	2, 857
9	株式会社 KT	2, 749
10	ヘテ製菓食品株式会社	2, 543

※14. 9 月末現在、存続権利に限る

外国人の場合は、法人である権利者 70, 585 社のうち、ハローキティのキャラクターで

有名な日本企業 Sanrio が 1,634 件と韓国内で最多商標権を保有している。次に Johnson&Johnson が 1,559 件、LOREAL が 970 件、Disney が 922 件、MARS(スニッカーズチョコレートメーカー)が 868 件だった。

また、国別で商標保有件数をみると、ここ 5 年間で米国が 21,040 件、日本が 15,243 件、ドイツが 6,597 件、中国が 5,723 件、フランスが 4,465 件の順となった。ここ 3 年間(‘12~’14)に絞ってみると、米国が 14,175 件、日本が 9,708 件、中国が 4,072 件、ドイツが 3,983 件、フランスが 2,789 件と、中国企業の商標保有件数が際立って増加していることが分かる。

商標が使われる商品別にみると、電子通信・輸送機械類が 130,794 件、化粧品・化学・医薬品が 120,174 件、菓子・飲料など食品が 119,210 件、衣類・繊維商品が 81,361 件の順となった。

特許庁の同調査結果によると、最近、企業が多数の商標権を保有するようになった原因として、①商品の細分化により、ブランドも細分化している、②商品のライフサイクルが短縮化し、適時に新規ブランドのランチングが必要となっている、③競合企業より先に競争優位を占めるためには、ブランドの先取りが欠かせないなどがある。

多数の商標権を保有している企業ほど、ブランドに対する認識と管理に一層積極的に取り組んでいる。韓国最多商標権保有企業のうち A 社は、「ブランド管理に向けて、業界のトレンドを常時分析し、新商品の開発段階からネーミング作業を進めている。商品の発売前に商標として出願することで商標権紛争のリスクを予防し、侵害行為にも積極的に対応している。商品ブランドを企業ブランドと統合管理することで、資産としてのブランドに発展させている」と述べた。

特許庁商標審査 1 課のク・ヨンミン課長は、「知的財産権の一つである商標権の重要性が増している。商標ブランドは、商品の名前でもあるが、最近はその価値評価によって金融とつながる重要な企業資産としての役割も果たしているため、企業のブランド管理は、特許の管理と同様に重要な経営要素となっている」と説明した。

4-2 「デザイン審判」も規制緩和

韓国特許庁(2014.12.5.)

特許審判院は、海外でまずデザイン登録出願をしてから 6 カ月以内に韓国でも出願する場合、図面の補正が容易にできるようにする計画だ。

これまではデザイン保護法上、補正の範囲を厳しく解釈し、海外で出願したデザインと韓国で出願したデザインの図面が少しでも異なると、補正が認められなかった。そのため、主要国に比べて韓国の認定範囲があまりにも狭小だという指摘もあり、補正の不認定によってデザイン登録が受けられなかった出願人の不満の声が高かった。

※デザイン保護法第 48 条第 1 項：出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内で出願書に添付した図面などを補正することができる。

こうした背景から、特許審判院が出願人の立場から補正範囲を積極的に解釈して「優先権主張のあるデザイン登録出願において、補正の要旨変更可否を判断する際に優先権証明書類を参酌することができる」として、「国内のデザイン登録出願の図面を優先権証明書類の図面と一致させる補正は、要旨変更該当しない」との審決を言い渡したものと解釈される。

※優先権制度：ほとんどの国が加盟している「産業財産権保護に向けたパリ協約」において確立した制度で、締約国のうち 1 国(第 1 国)に出願してから 6 カ月以内にその他の国(第 2 国)に出願する場合、第 2 国において出願日を判断する場合、第 1 国の出願日を基準で審査する制度(出願日の遡及効果)

一方、韓国で年間出願されるデザイン件数は 7 万件余りで、このうち外国人出願の件数が約 5 千件(約 7%)に上っている。

外国人出願のほとんどが自国でまず出願してから韓国に出願する優先権主張の出願であることを踏まえると、今回の補正の認定範囲を拡大することで、優先権主張の出願人と代理人の満足度が直接的に向上する見通しで、ひいては韓国のデザイン審査・審判実務が国際的調和を図る一翼を担うことになると期待されている。

特許審判院のソン・ヨンシクデザイン審判長は「優先権主張のデザイン登録出願の補正認定範囲の拡大は、審判の観点からみると一種の規制緩和のようなもので、デザイン出願人の不便が大幅に解消されると思う。特許審判院はこれからも持続的に出願人の立場から法規範を積極的に解釈・適用していく計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 年次登録料の未払いによって知財権が消滅

デジタルタイムズ(2014.12.2.)

特許などの知的財産権を維持するために支払わなければならない年次登録料を納付せず、毎年9万件余りの知財権が消滅していることが分かった。

2日、国会産業通商資源委員会のホン・ジマン(セヌリ党)議員が特許庁から入手した資料によると、2009年から今年9月まで特許・実用新案・商標・デザインなどの年次登録料の未払いによる知的財産権の放棄件数は、年平均9万件に上っている。知財権の中でも特許の放棄件数は、年平均約5万2,000件で、そのうち年次登録料の未払いによる放棄が約5万件(95%)となった。

今年から個人や中小企業などに対して年次登録料の減免制度を施行しているにもかかわらず、効果は微々たるものになっていることも明らかになった。今年9月現在、中小企業特許の場合、年次登録料の未払いによる放棄件数が5,314件であることを踏まえると、年末まで昨年の6,467件と同様な推移となる見通しだ。中小企業は、特許1件当たりの年次登録料が6年以内の場合18万ウォンの水準で、1~2件を有している場合はさほど負担にならないが、複数の特許を有していると数百万ウォンの登録料を納付しなければならない。

ホン議員は、「特許技術が実用化するまで平均6年かかるが、維持費用に対する経済的負担によって特許を放棄することは、中小企業の技術競争力の弱化をもたらしかねない。特許技術の活用率を高め、特許維持費用の負担を減らせる制度の支援が必要だ」と述べた。

イ・ジュンギ記者

5-2 国内半導体の最多特許出願、装置はSKハイニックス、材料は「ドンウファインケム」

デジタルタイムズ(2014.12.2.)

ここ6年間、国内の半導体装置分野ではSKハイニックス、材料分野ではドンウファインケムが一番多い特許を出願したことが分かった。半導体装置分野では、均一に技術開発が行われているが、材料分野では特定の企業数社が主に特許を出願していて、比較的偏っている傾向を見せた。

特許庁が最近 6 年間の半導体装置・材料分野の特許出願動向について調べた結果、SK ハイニックスとドンウファインケムがそれぞれ最多特許を出願した。

半導体装置の分野では、SK ハイニックスが 13%、サムスン電子が 12%、セメスが 8% の順となった。その他、LG シルトロン 3%、チュソンエンジニアリング・ウォンイク IPS・東部ハイテック・KC テック・LIGADP などがそれぞれ 2% だった。上位 3 社が出願件数全体の 3 分の 1 を占めている。

SK ハイニックスは、主にマスク製造とフォトリソグラフィに関する特許を出願し、同分野特許を国内で最も多く出願しているニコンに匹敵している。

海外企業は、東京エレクトロンが 18%、アプライド・マテリアルズが 6%、ラムリサーチとニコンがそれぞれ 4% の順だった。

半導体材料の分野では、ドンウファインケムが国内企業のうち最多の 24% を占めた。ドンウファインケムは、日本住友化学が 100% 出資した国内子会社だ。次に第一毛織が 13%、LG 化学が 8%、サムスン電子が 6%、SK ハイニックス・LG ディ스플레이・SNS テックがそれぞれ 3% だった。

上位 10 社が出願全体の 4 分の 3 を、ドンウファインケムが全体の約 25% を占めていて、装置分野に比べると少数の企業が特許を出願していることが分かる。

半導体材料の分野は伝統的に日本勢が目立っていたが、去年から内国人による出願が日本を追い越した。日本は 2012 年に 500 件で過去最多となったが、その後出願件数が落ち込み、2013 年と 2014 年には 300 件水準に減少した。一方、内国人による出願は、2010 年に 300 件だったのが地道に増加し、2014 年には 380 件規模となった。

しかし、この 6 年間の出願件数全体でみると日本が 47%、国内が 41% で、まだ日本勢の割合が高くなっている。

特許庁は、「半導体装置と材料の両分野とも大企業による出願は数年間減少しているが、中小企業による出願が材料分野において増加していて、装置分野では従来の推移を見せている。国内・国外の大学と研究所の特許登録率が最も高かった」と説明した。

ペ・オクジン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム